ハ　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの (1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合 (2)～(6)　（略） ニ～ヘ　（略） 三　（略） ２・３　（略）	ハ　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの (1)　漁港漁場整備法第五条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合 (2)～(6)　（略） ニ～ヘ　（略） 三　（略） ２・３　（略）

附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

規　則

○個人情報保護委員会規則第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

個人情報保護委員会委員長　藤原　靜雄

特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（公示の方法） **第九条の二**　法第二十八条第一項（第八条の規定による評価書の公示を含む。）並びに第七条第一項及び第二項に規定する評価書の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。